

令和2年度答申第87号
令和3年3月18日

諮問番号 令和2年度諮問第110号（令和3年3月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族

が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件不支給決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、同項2号に掲げる事業として、労災就学援護費の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）、労災就学援護費の支給対象者及び額に関する規定（労災保険規則33条1項及び2項）並びに労災就学援護費の支給に関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（同条3項）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成19年8月14日、業務災害により受傷し、平成20年5月31日に治癒（症状固定）後、同年8月28日、処分庁から、後遺障害について障害等級第1級3号（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの）と認定され、障害補償年金を受給している。
(保険給付実地調査復命書)
- (2) 審査請求人は、平成31年1月21日、処分庁に対し、支給期間を平成20年6月から平成32年3月とする本件申請をした。
(労災就学等援護費支給申請書)
- (3) 処分庁は、令和元年6月3日、本件申請に対して、「平成26年1月以前は時効であり、かつ支給事由発生日である平成20年5月31日時点での生計維持関係が認められないため」との理由により、本件不支給決定をし、当該理由を付して審査請求人に通知した。
(労災就学等援護費不支給決定通知)
- (4) 審査請求人は、令和元年8月13日、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。
(審査請求書)
- (5) 審査庁は、令和3年3月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。
(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

毎月の生活費の援護については、審査請求人の配偶者であった者（以下「元妻」という。）の住居が近いこともあり、銀行振込みではなく手渡しで行っていたことから、証拠となる記録が残っていないが、審査請求人は、間違いなく、在学者である子（以下単に「子」という。）の生活費として元妻に支払を行ってきた。審査請求人は、子を愛しており、子が必要とすることは全て力になりたいと思っている。

別々に暮らすようになってから、毎週末、子と審査請求人は、一緒に過ごしてきた。子の食費の増加に伴い、審査請求人は、決められた額とは別に支援をしてきた。もし、審査請求人が子の生活費を支払っていなければ、元妻は、審査請求人と子が会うこと、週末を共に過ごすことを許さなかったと思う。

銀行振込み等の公的な証拠を示せないとはいえ、上記の事実から支給要件は満たしていると考えため、本件不支給決定の取消しを求める。

（審査請求書、審査請求人申立書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」（昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。）の3の「（1）労災就学援護費」において、「ニ 障害補償年金受給権者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

審査請求人は、業務災害発生時、元妻とは既に離婚しており（平成17年10月）、子は、元妻が親権者となり、審査請求人とは別居している。

処分庁は、審査請求人と元妻との金銭の授受関係について、客観的に送金の実態を証する書面は存在せず、小遣い等の一時的な金銭的援助があったとしても、定期的な養育費ではなく、日常の消費生活を営むに当たっての金銭の授与とは認められないことから、審査請求人と子との生計維持関係は認められないと判断し、本件不支給決定をしている。

よって、審査請求人は、支給要綱の「在学者等である子と生計を同じくしている者」との要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

なお、本件申請に係る労災就学援護費のうち、平成26年1月以前に係る部分については、会計法（昭和22年法律第35号）30条の規定に基づき、時効により支給することができない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでに約1年7か月が経過しているが、その間の手續の経緯をみると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和元年8月13日

処分庁の弁明書提出 : 同年10月11日

審査請求人の反論書提出 : 同年11月25日

審理員意見書提出 : 令和2年9月18日

本件諮問 : 令和3年3月2日

以上の経緯をみるに、審査請求人の反論書提出から審理員意見書の提出までに約10か月、審理員意見書の提出から本件諮問までに約5か月を要しており、これだけの期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手續の迅速化を図る必要が認められる。

(2) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項に定める被災労働者についての社会復帰促進等事業の一つとして行われるものであり、その支給については、支給要綱によって運用されている。

審査請求人は、障害補償年金受給権者であるところ、支給要綱によれば、障害補償年金受給権者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるものが労災就学援護費の支給対象者とされている。

「生計を同じくしている」とは、一個の生計単位の構成員であること、すなわち家計を共通にしていることであり、本件では、審査請求人は、在学者である子とは別居し、別世帯となっているから、同一の生計単位の構成員として家計を共通にしているというためには、少なくとも子の生活費の相当部分を継続的に負担していた関係がなければならないというべきである。

本件では、審査請求人が、子に対して不定期に学資等を援助していたことが認められるが、子の生活費の相当部分を継続的に負担していたとまで認めるに

足りの資料はなく、したがって、子と生計を同じくしていると認めることは困難である。

3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史